

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕
○法の適用に関する通則法の施行期日を定める政令(二八九)

〔省 令〕

○幼稚園設置基準の一部を改正する省令(文部科学三四)
○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(厚生労働一五六)

〔告 示〕

○原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定番号を指定した件(国家公安委二一)
○駆動補助機付自転車(型式認定番号を指定した件(同二二))
○普通自転車の型式認定番号を指定した件(同二三)
○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件(総務四八八)
○戸籍の一部が滅失した件(法務四二二)

○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件(財務三三七)

○登録有形文化財の登録を抹消した件(文部科学一三〇)

○厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置の一部を改正する件(厚生労働四八二)

○指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同四八三)

○厚生労働大臣が定める指定介護予防支援の委託に係る離島その他の地域の基準を定める件(同四八四)

○入院時食事療養に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同四八五)

○健康保険の食事療養に係る標準負担額を定める件の一部を改正する件(同四八六)

○老人保健の食事療養に係る標準負担額を定める件の一部を改正する件(同四八七)

○健康保険法施行規則第六十二条の三第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を定める件(同四八八)

○健康保険法施行令第四十二条第六項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める疾病を定める件(同四八九)

○社会保険診療報酬支払基金法第四十六条第一項及び国民健康保険法第四十五条第六項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の一部を改正する件(同四九〇)

○漁港の指定等の一部を改正する件(農林水産一一三六)

○中小企業信用保険法第二条第三項第一号の事業者を指定する件(経済産業二七八)

○道路に関する件(九州地方整備局一五六、一五七)

〔人事異動〕

内閣 総務省 外務省 財務省 環境省

〔官庁報告〕

官庁事項

公調委平成十七年(フ)第四号鹿児島県川辺郡笠沙町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件の審理(公害等調整委員会公示一三)
中国地方整備局公示(中国地方整備局)
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告(国土交通省)

〔公 告〕

諸事項

官庁
財団、土地改良区役員(の)退任、農地の買取前の所有者等への売却通知に代える公告、公示送達、建設業の営業の停止命令関係
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
職員(の)免職・懲戒処分関係
地方公共団体
公債償還(東京都区)、教育職員免許状失効関係
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇法の適用に関する通則法の施行期日を定める政令(政令第二八九号)(法務省)
法の適用に関する通則法(平成一八年法律第七八号)の施行期日は、平成一九年一月一日とすることとした。

○厚生労働省令第五十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条第一項第二号、第五十四条第一項第二号、第七十四条第一項及び第二項、第七十八条の四第一項及び第二項、第八十一条第一項及び第二項、第一百五十五条の四第一項及び第二項、第一百五十五条の十三第一項及び第二項並びに第一百五十五条の二十二第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年九月八日 厚生労働大臣 川崎 二郎

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第九十三条第一項第四号を次のように改める。

四 機能訓練指導員 一以上

第九十六条第一項第四号を次のように改める。

四 機能訓練指導員 一以上

第二百二十四条第五項中「第三項」の下に「及び第七項第一号」を加える。

第二百四十四条の四第五項中「第三項」の下に「及び第七項第一号」を加え、同条第六項第一号ロ(2)中「当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者」当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第五十三條第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準第五十一条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第四百四十二条の十二において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を削る。

第九十二条中「指定特定施設入居者生活介護」を「指定特定施設入居者生活介護」に改める。

（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正）

第二条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二十五号中「委託を受ける件数」の下に「（指定居宅介護支援事業者が、指定介護予防支援事業者から、離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する利用者に係る指定介護予防支援の業務の委託を受ける件数を除く。）」を加える。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第六条中「第七十五條第一項第一号イ」を「第七十五條第一項第二号イ」に改める。

附則第八条中「平成十八年九月三十日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

（指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第四条 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項第三号を次のように改める。

三 機能訓練指導員 一以上

第二百二十八条第二項第九号中「第六十五條の四第三号」を「第六十五條の四第四号」に改める。

（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

第五条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第八十二条中「ならない」を「ならない。」に改める。

第九十七条第一項第四号を次のように改める。

四 機能訓練指導員 一以上

第九十二条第一項第四号を次のように改める。

四 機能訓練指導員 一以上

第二百三十二条第五項及び第二百五十三條第五項中「第三項」の下に「及び第七項第一号」を加える。

（指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

第六条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項第三号を次のように改める。

三 機能訓練指導員 一以上

（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

第七条 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第五号に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防支援事業者が、離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する利用者に係る指定介護予防支援の一部を委託する場合にあつては、この限りではない。

第三十条第十五号イ中「（以下この号において「提供開始月」という。）提供開始月」を削る。

附則第二項中「介護保険法」を「法」に、「平成十八年九月三十日」を「平成十九年三月三十一日」に、「第十二条第四号」を「第十二条第五号」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○国家公安委員会告示第二十一号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の四第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成十八年八月二十三日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第三条の規定に基づき、告示する。

平成十八年九月八日

国家公安委員会委員長 斎掛 哲男

型式記号	原動機を用いる歩行補助車等の型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交 K06-6	遊歩メシナウオカー T E - 777 J 4	株式会社セリオ 静岡県浜松市湖東町3472-2
交 K06-7	遊歩メシナウオカー T E - 888 S E L	株式会社セリオ 静岡県浜松市湖東町3472-2

○文部科学省告示第百三十号
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第五十九条第一項の規定に基づき、平成十八年七月五日付けをもつて次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。
平成十八年九月八日
文部科学大臣 小坂 憲次

名 称	構造及び形式	関係告示	所 在 地
松城家住宅主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積三二四平方メートル	平成十一年文部省告示第百七十号	静岡県沼津市戸田七
松城家住宅ミセ	木造二階建、瓦葺、建築面積三二平方メートル	平成十一年文部省告示第百七十号	静岡県沼津市戸田七
松城家住宅文庫蔵	木造二階建、瓦葺、建築面積二九平方メートル	平成十一年文部省告示第百七十号	静岡県沼津市戸田七
松城家住宅東土蔵	木造二階建、瓦葺、建築面積四二平方メートル	平成十一年文部省告示第百七十号	静岡県沼津市戸田七
松城家住宅北土蔵	木造二階建、瓦葺、建築面積三二平方メートル	平成十一年文部省告示第百七十号	静岡県沼津市戸田七
松城家住宅門柱及び塀	石造、塀延長八〇・〇メートル	平成十一年文部省告示第百七十号	静岡県沼津市戸田七
松城家住宅西袖掛付門	石造、塀延長八・〇メートル	平成十一年文部省告示第百七十号	静岡県沼津市戸田七
旧西陣電話局	鉄筋コンクリート造一部木造三階建、スレート葺、建築面積四八九平方メートル	平成九年文部省告示第百四十一号	京都府京都市上京区油小路通中立売下る甲斐守町九七他
神戸市水道局布引五本松壇堤(布引ダム)	コンクリート造壇堤、高さ三三メートル、長さ一一〇メートル	平成十年文部省告示第百八十八号	兵庫県神戸市中央区葺合町山都

○厚生労働省告示第百八十一号
老人福祉法施行規則(昭和三十八年厚生省令第二十八号)第一条の十三及び第二十條の十の規定に基づき、厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置(平成十八年厚生労働省告示第百六十六号)の一部を次のように改正する。
平成十八年九月八日
厚生労働大臣 川崎 二郎

第一号二「イからハ」を「イからニまで」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。
二 信託業務を営む金融機関との間において、保全金額につき前払金を支払った入居者を受益者とする信託契約(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第五条ノ四の規定により元本補てんの契約をしたもの又は信託契約により保全金額に相当する部分が保全されるものに限る。以下同じ)を締結すること。
第三号二中「イからハ」を「イからニまで」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。
二 信託業務を営む金融機関との間において、保全金額につき一時金を支払った入居者を受益者とする信託契約を締結すること。

○厚生労働省告示第百八十三号
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定に基づき、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十号)の一部を次のように改正する。
平成十八年九月八日
厚生労働大臣 川崎 二郎

別表中イ注1(1)中「ハ」を「ハ」の下に「ハ」を加える。
○厚生労働省告示第百八十四号
指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)第十三条第二十五号及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号)第十二条第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める指定介護予防支援の委託に係る離島その他の地域の基準を次のように定める。
平成十八年九月八日
厚生労働大臣 川崎 二郎

厚生労働大臣が定める指定介護予防支援の委託に係る離島その他の地域の基準
指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)第十三条第二十五号及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号)第十二条第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、当該離島その他の地域が次に掲げる地域に該当することとする。
厚生労働大臣が定める地域(平成十二年厚生省告示第二十四号)に定める地域に該当する地域
○厚生労働省告示第百八十五号
健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)の施行に伴い、入院時食事療養費に係る食事療養費の費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第九十九号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。ただし、同日前に行われた療養に要する費用の額の算定については、なお従前の例によることとする。
平成十八年九月八日
厚生労働大臣 川崎 二郎

題名を次のように改める。
入院時食事療養費に係る食事療養費及び入院時生活療養費に係る生活療養費の費用の額の算定に関する基準
本則中「に係る食事療養費」の下に「及び入院時生活療養費に係る生活療養費」を加える。
別表を次のように改める。

別表
食事療養費及び生活療養費の費用算定表

食事療養費	生活療養費
1 入院時食事療養費(1食につき) 注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出て当該基準による食事療養費を行う保険医療機関に入院している患者について、当該食事療養費を行ったときに、1日につき3食を限度として算定する。 2 別に厚生労働大臣が定める特別食を提供したときは、1食につき76円を、1日につき3食を限度として加算する。 3 当該患者(療養病棟)に入院する患者を除く)について、食堂における食事療養費を行ったときは、1日につき50円を加算する。	1 入院時生活療養費(1食につき) 注 入院時食事療養費に算定する保険医療機関以外の保険医療機関に入院している患者について、食事療養費を行ったときに、1日につき3食を限度として算定する。

506円